時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價遞送料は左の如し

一號　貳錢五厘〇一箇月　前金五拾錢〇三箇月　前金壹圓四拾五錢〇六箇月　前金貳圓八拾五錢〇一箇年　前金五圓六拾錢〇月曜日休刊（此他大祭祝日年始年末等一切休刊セズ）

●●前金　一旦受取りたる前金は凡て通貨を以て返戻する事なく新聞紙代の前金は新聞紙を以て又廣告料の前金は廣告を以て勘定する事と御承知被下度候

時事新報遞送料

一　日本國内並に朝鮮國京城、仁川、釜山、元山津　一箇月　金拾三錢

二　南亞米利加、中央亞米利加、米國若くは加奈陀を經て郵送する歐洲各國　一箇月　金六拾錢

三　北米合衆國、英領加奈陀、布哇諸嶋　一箇月　金三拾錢

四　香港を經て郵送する亞細亞諸港、太平洋諸嶋、濠洲　一箇月　金六拾五錢

五　露領浦潮斯傷、清國諸港　一箇月　金三拾五錢

時事新報廣告料（前金）

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を掲ぐるみと寡からず偶り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんみとを請ふ

時事新報に達したる投書の原稿は凡て寄稿者に返戻せず又本社に保存せず

時事新報

鐵道の利益は營業頻繁の間に在り

頃日來我輩が官私の鐵道に向て改良を促したる其要點は發車の度數を増し速力を進め兼て又その賃錢の割合を低くす可しとの趣意にして斯の如くすれば乗客荷主の便利は申すまでもなく自然に沿道の繁榮を致して地方民の間接に利する所決して少なからず殊に各停車場の周圍は忽ち市を成して人口の増加すると共に地價も亦騰貴す可し是等の利益を輕々に看過するは人間社會に實利の在る所を知らざる者なりとまで痛論したりしが世間或は此論旨を早合點し扨は時事新報は鐵道に就き公衆の便不便を喋々するのみにして鐵道の會計をば度外に置き唯其損益を顧みざるみとならん錢の勘定に無頓着なる官線の如きは兎も角もなれども苟も利益を目的にする私立の鐵道會社に於ては自家の利害を犧牲にして公衆の便利のみに奉ずるを得ず今日鐵道會社の收入は甚だ背くして會計に節減を加へ百方力を盡しても尚ほ株主を滿足せしひるに足らず會社役員の心配は陸運の一事なるに然るに今日發車の度數を増し速力を増して爲めに經費を多くしながら一方に賃錢の割合を低くするが如き口に言ふ可くして事實に行はる可らざるなりと云々の說もある可し自から一說なるが如くなれども我輩の曾て云へる鐵道會社素町人の會計法とは即ち此事なり元來鐵道事業は物を製して賣るに非ず既に製したる物を人の爲めに使用して恰も其損料を取るものなれば商賣の要は勉て其物を閑却せしめざるに在るのみ製造品を賣るに其價低きに過るときは原價を償はざるの恐れあるも損料とあれば之を毀損して原品の價に差響くまでは大に猶豫あるが故に假令ひ損料の割合は高からざるも借用人の數を多くして俗に云ふ數でみなすの主義を忘る可らず臭近の喩を以て之を說かんに豆を以て豆腐を製し漫に其價を低くすれば豆の原價に當らざるが故に豆腐の價には自から定限を存して其以下に下る可らざれども滿團を作りて貸す者は損料を高くして客を少なくするよりも紛失の心配さへなければ損料は割引しても其品を土藏の内に閑却せしめざるの工風肝要なりとす左れば今の鐵道の理事者は既成の鐵道を以て豆腐にするか、滿團にするか、商賣上の大問題なり公衆の不便利をも顧みず假令ひ得意の客は少なくとも賃錢の割合は低減す可らずとて鐵道開闢以來の規則を守りて曾て變通の工風なきは豆腐屋が豆の原價相償はざるを恐れて一丁何厘の定價に踏止まるが如く貸蒲團に彷彿たるものにして一度び工事を終り機關車列車等を備へたる上にて其營業中は既成既有の物を保存して時々之に修繕を加ふるを貸蒲團を洗濯し綿を入替るが如くし唯あれを用るみと頻繁なるを要するのみ即ち發車の度數を多くし速力を増す所以にして之が爲めに費用を増すには相違なけれども交通便利の爲めに乗客荷物の増加を促がし假令ひ賃錢の割合を低減するも正味の双露盤にては出入を差引して必ず利あるを見る可し既に近來諸處の鐵道會社にて賃錢半減等の臨時法を行ふて却て正味の會計上に利したるが如きは其一例として見る可き事實なり而して鐵道の保存如何に就ては一日に一回運轉するものと十回運轉するものとを比較して十倍の相違なきのみか或は全く運轉せざるものにても自然に破損するの約束にして此點より見れば運轉より生ずる損害の如きは物の數とするに足らず會釋なく之を使用して隨て損すれば隨て修繕し唯得意の客を招き致して收入を多くし以て自から利し他を利す可きのみ之を名けて數でみなすの商賣法と云ふ素町人も實際の貸蒲團ならば或は此商賣法を心得て掛引に抜目なかる可しと雖も鐵道は少しく大に過ぎて活法の適用に思ひ至らざるみとならん左れば時事新報の記者は鐵道會社の利害を度外視するに非ず之を度外視せざるのみか却て大に利せんみとを謀るものなり唯今の會社の理事者は消極的に節儉して云はゞ會社の會計に食延しの策を行はんとし我輩は之に反して積極的に收入の全額を多くし大に儲けて又大に費し其出入の間に正味の純益を大にせんみとを欲するのみ蓋し理事者は前の比喩に云へる如く鐵道事業を誤認して豆腐屋の商賣と心得日々の帳簿に一錢にても利益の多からんみとを願ひ入金の缺を補はんが爲めに出金の口を減縮するが如くなれば我輩は徹頭徹尾貸蒲團の主義に從ふ者なり

官報

○詔勅

朕帝國憲法第七條及第四十一條ニ依リ本年十一月二十五日ヲ以テ帝國議會ヲ東京ニ召集ス

○大藏省告示第三十號

神戸本金庫所屬三田支金庫ヲ本月二十日有馬郡三田町大字三田町ヘ移ス

明治二十六年十月十三日　大藏大臣渡邊國武

○遞信省告示第二百二十九號

一日本形船實榮丸　百二十四石積

右ハ岡山縣小田郡神嶋外村大字神嶋外浦九十六番邸平民平河兵吉所有ニシテ本年六月二日同人長男宅松外二名乗込石灰千七百俵ヲ積載シ大分縣豐後國守江港ヘ向ケ愛媛縣伊豫國宇和嶋高山宮ノ浦ヲ出航シ爾來踪跡分明ナラサル旨岡山縣ヨリ屆出タルヲ以テ其所在發見候者ハ速ニ管轄廳ニ申出ヘシ

明治二十六年十月十三日　遞信大臣伯爵黑田清隆

雜報

○第五議會の召集令

は前號の本紙に記せし如く一昨十二日付の各大臣副署を以て昨十三日の官報に掲載したり其全文は本日の官報欄内に掲げあるを以て就て看るべし

○代議士の上京と都下の政論

第五議會の召集令は昨十三日の官報を以て公にされたれば本日より四十二日目には兩院の門を開きて都下の政論俄に活氣を加ふるなるべし左れば下院の各黨各派は昨今より續續所屬代議士の上京を促して政務の調査をなし又第五議會に於ける運動の掛引をも定めざるべからざるを以て滿京代議士の數は日に益す増加すると共に有志の政談家中にも政黨政社の所用を兼て上京する事あるべく殊に十一月に入らば政談演說の聲も次第に高まるべし而して其發動の機實に此の召集の詔勅に始まる是を以て世の所謂政治屋より壯士の輩に至れる迄政論の春漸く來りて憑肩を開くの時あるべしとて今より既に待ち構へ居るもの多しと云ふ

○東京市會

は一昨十二日午後四時三十分より開會し議長は日本橋區一級市會議員の補欠撰擧に横山富次郎氏當撰本夕より出席せりと紹介し、水道監査委員石垣元七氏より第八回の報告ありて後ち青木金七氏は緊急の動議ありと起立して曰く先般本會に於て議決せし工事受負規則改正に就て所得稅二年以上又は二年以上土木工事に從事したるもの云々とあれども所得稅の證明を區役所に乞ふ者の内、二年分の稅を一度に納めて直ちに證明を受け願出るものあり又は二年以上土木事業に從事したるものとあれども瓦師も煉瓦師も出願する樣のみとあるべければ何分の訓令を各區役所に致すべしとして其施行方法を番外山縣書記官は今日迄二年以上所得稅を納め又は同年限土木事業に從事したるものを許可する迄にて瓦師や煉瓦師は未だ出願せずと返答し角田眞平氏は既に立法部を過ぎて行政部に移りたる事件を當場にて論議するは不可なりと注意せしかば石垣氏も遂に該件は參事會へ一の注意迄に申置く事とし第六十四號（市區改正費金四萬四千九百圓餘、麹町内幸町より有樂町に通じ日比谷堀埋立道路開通の件）議案の第一讀會に移りしに同案調査委員長山中隣之助氏は會乙第二十二號を以て委員の意見を報告したるも一應調査經過及び修正の理由を陳ぶべしとて本員等比谷の堀は内山を以て然れば橋を以て思考す尤も本を取拂ふには莫とせばホテルも主張し山中氏は正するに至るの費を投じて白石剛氏は本設の道路と爲すもとするに如かず讀會を開くべき四號議案の第二十六圓餘、内山氏提出せしに質問は手は民有にして手は崩れて其形に議長は是は人ば質問するに及に反對し小嶋宣するや高山權次晴氏は各議員が家屋は立派に取して橋梁を架す拍手の音四方より正の動議もあり に及ばずして同し白石氏の應答吉野川丸の馬關

○内外汽船

るは恰も去る十雨前とて一天暗手等は同船の進個の白色碇船燈るみとして二隻せんみとを金と共に船體は外を認めたる碇船百六十三噸神戸商會取扱船）は去十一日午前十を終り夫より倉を滿載し居たる大船の事として前く二隻の汽船とし而して此衝突後部なる倉庫を程もあるべき損にて衝突せしを彈返され爲め船員は直に船體ぞ端艇を下しも冒瀆通せざれ上再び同船の就シーヤ號にては れも船室に引く其覗雜實に揚げたるも深夜く天明の頃に大なりしかば水を防ぎ辛ふ